

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について

平成 26 年 11 月 15 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成 21 年 6 月に労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）を改正し、足場等の墜落防止措置等の見直しを行ったところですが、当該見直しに係る労働災害防止の効果等を検証し、必要な対策について、更なる推進を図る必要があるとの観点から、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が参集を求めた専門家から成る「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」において、足場からの墜落・転落の防止対策の検討が行われてきました。

今般、同検討会において足場からの墜落・転落災害の防止対策について報告書が取りまとめられ（平成 26 年 11 月）、当該報告書の内容を踏まえ、労働安全衛生規則について、別添のとおり改正を行うことを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関して下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

平成 26 年 11 月 15 日（土）から平成 26 年 12 月 16 日（火）まで（必着）

2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に係る意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3502-1598
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課宛て

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。